

(仮称) アグリテック栽培技術発信拠点基本計画策定支援業務委託企画提案募集要項

1 募集内容

- (1) 委託業務名 (仮称) アグリテック栽培技術発信拠点基本計画策定支援業務
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間 委託契約締結日から令和7年3月7日まで
- (4) 委託費の限度額 4,989,000円(税込み)

2 募集資格の要件

次の要件を全て満たしている法人とする。

- (1) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札の参加資格を有しない者
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項または第2項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は更生手続開始の申立てをされた者
 - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者
 - エ 募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付入審第513号)に基づく入札参加停止等の措置を受けている者
 - オ 募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けている者
- (2) 随時、迅速かつ具体的な連絡、調整、協議等が可能な者であること。

3 委託契約までの手順(予定)

- (1) 企画提案募集開始 令和6年4月12日(金)
- (2) 質問受付期間 募集開始から4月19日(金)午後2時まで
- (3) 質問に対する回答 4月24日(水)
- (4) 企画提案書等提出 5月2日(木)午後5時まで
- (5) プレゼンテーション審査 5月14日(火)
- (6) 審査結果の通知 5月下旬
- (7) 委託契約の締結 5月下旬

4 募集要項等の配布

埼玉県農林部農業政策課ホームページからダウンロードする。

5 質問事項について

(1) 受付期間

募集開始から4月19日（金）午後2時まで

(2) 提出方法

質問事項は、質問書（様式3）により電子メールにて農業政策課企画・試験研究調整担当宛て送付し、送付後に電話連絡を行うこと。口頭での質問は受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問した法人名等を伏せた上で、4月24日（水）に農業政策課ホームページに掲載する。

6 企画提案書の提出

(1) 提案を求める内容

- ア 仕様書に記載の「委託業務内容（1）調査の実施」の「ア 基礎調査 イ 先行事例調査、ウ 先進技術調査」について、調査内容案（件数・調査対象・調査方法等）
- イ 仕様書に記載の「委託業務内容（2）実施すべき施策の整理・検討」のうち「イ ロードマップの検討」にあたり、ロードマップに取り込む視点や検討すべき内容
- ウ 本委託業務のスケジュール
- エ 本仕様書に記載のない事項で、予算内で本業務に効果的な業務がある場合は、その提案内容

(2) 提出書類（提案書のファイル形式はPDF形式とすること）

- ア （仮称）アグリテック栽培技術発信拠点基本計画策定支援業務委託企画提案書（様式1）
- イ 企画提案書（A4判横長で20枚以内（表紙及び目次を除く））
- ウ 参考資料（A4判で5枚以内）
- エ 法人概要調書（様式2）
- オ 本業務を運営する際の実施体制（様式任意）※責任者を明示すること
- カ 見積書（様式任意）※算出根拠を明示すること

(3) 提出期間

募集開始から5月2日（木）午後5時まで

(4) 提出方法

電子メール

7 委託候補者の選定

提出書類及びプレゼンテーションの内容について、別に定める審査基準に基づき、（仮称）アグリテック栽培技術発信拠点基本計画策定支援業務委託候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において選定する。

(1) プレゼンテーション審査

- ア プレゼンテーション審査は令和6年5月14日（火）午前中に県庁または周辺会議

室にて行う。

イ プレゼンテーションの内容は、企画提案書に基づき、特に重視する点や強調する点について説明を行うこと。プレゼンテーションの会場における追加資料の配布等は不可とする。

ウ プレゼンテーションの説明時間は15分以内、質疑の時間を10分以内とする。

エ 審査に参加できる人数は3人以内とする。

8 審査結果の通知

プレゼンテーション終了後に審査を実施し、5月下旬に選考結果を応募者へ通知するとともに、受託事業者の名称を県のホームページで公表する。

9 契約方法

契約予定者と事業内容等の詳細について協議し、契約内容が合意に至った場合は、随意契約により契約を締結する。

なお、選定後であっても、契約予定者に業務を遂行できない重大な事由が判明した場合は、委託契約を締結しないことがある。

10 その他留意事項

- (1) 本募集に要する経費及び提出にかかる費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 県が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 応募者多数の場合は、プレゼンテーション審査前に書類選考を行う場合がある。
- (4) 提出期限後の提案書等の修正または変更は、原則として認めない。
- (5) 提案書等は、契約候補者の選定のために使用するが、情報公開請求があった場合、公開の対象となる。
- (6) 電子メール等の通信事故については、本県はいかなる責任も負わない。

11 問い合わせ先及び書類の提出先

埼玉県農林部農業政策課 企画・試験研究調整担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL: 048-830-4031

Email: a4010-25@pref.saitama.lg.jp